

令和4年度第5回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和4年11月1日(火) 和歌山労働局6階会議室	午前9時59分から 午前10時11分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席4名 出席5名 出席5名	定数5名 定数5名 定数5名

○富山会長

ただ今から、第5回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等についての報告をお願いします。

○事務局(上田)

本日の委員の出席状況と会議の成立について御報告いたします。

各委員の出席状況ですが、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、委員15名中、14名に出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数、各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっております。令和4年10月20日付けで傍聴公示を行いました。傍聴希望はなかったことを併せて報告いたします。

以上です。

○富山会長

それでは議題の1、特定最低賃金の改正決定について審議いたします。

前回の審議会の経過を簡単に申しますと、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性及び百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業の特定最賃の決定の必要性の有無については、前回の本審で決議をいたしました。

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無については、前回の本審では特別小委員会の意見がまとまっておらず、結論が見送られておりましたので決議できませんでした。先日開催されました特別小委員会でも意見がまとまりましたので、本日、改めて審議会を開催することになったものです。

特別小委員会での審議経過につきまして、金川委員から簡単に説明をお願いいたします。

○金川委員

それでは、私から説明をさせていただきます。

特別小委員会ですけれども、8月1日、8月23日、9月2日、10月18日の計4回開催をいたしております。

結論から申し上げますと、各側委員間で丁寧な審議を行っていただきましたが、全会一致には至りませんでした。

百貨店、総合スーパーを魅力ある産業にしたいという思いは、もちろん双方同じですけれども、地域別最賃が大きく引き上げられる中、産業を限った百貨店、総合スーパー最賃の必要性がなかなか難しくなっているということであるとか、近年の経済状況等、支払い能力の面からも、今年度は一旦お休みしようということになっております。

ただし、この決定は、百貨店、総合スーパー最賃はこれで終わりという認識ではなく、もちろん諸条件の様子をきちっと見定めた上で、引き続き丁寧に審議をしていくということは双方が確認をした上で、特別小委員会での審議を終えたものということになります。

以上、簡単ですが特別小委員会の審議経過の説明とさせていただきます。

○富山会長

金川委員どうもありがとうございました。

ただ今、金川委員から経過を説明していただきましたが、質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

質問等なし

○富山会長

はい。それでは、事務局は特別小委員会の報告書の朗読をお願いします。

<事務局が特別小委員会報告書を朗読>

○富山会長

ただ今の特別小委員会の報告について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

意見・質問等なし

○富山会長

それでは、意見がないようですので、特定最低賃金の決定等の必要性の有無に関して、審議会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。

百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会報告どおり、決定する必要性ありとすることはできないと決議することについて、異議はございませんでしょうか。

よろしいですか。

特にございませんか。

異議なし

○富山会長

はい。それでは、10月18日付けの特別小委員会報告書どおりとすることが了承されましたので、事務局は答申案を作成してください。

それから事務局が準備の間、しばらくこのままでお待ちいただけますか。お願いします。

<事務局は答申案を作成>

○富山会長

答申案を事務局から配付してください。

<答申案を各委員に配付>

○富山会長

はい。ただ今、事務局から答申案を配付していただきましたけれども、答申案について事務局から朗読をお願いします。

<事務局が答申案を朗読>

○富山会長

ただ今の答申案について、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

意見なし

○富山会長

はい。特にないようですので、答申案が了承されたものとします。
それでは、事務局は答申文を作成してください。
事務局が準備の間、しばらくお待ち願います。

<事務局は答申文を作成>

<答申文を会長から局長に手交>

<答申文写しを各委員に配付>

○富山会長

ただ今、局長の方に答申をいたしました。先ほど事務局から朗読がありましたので、朗読は省略します。

それでは、次の議題に進みたいと思います。その他ということなんですけども、ほかに何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特になし

富山会長

それでは、特にないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了といたします。

ありがとうございました。